

令和5年（2023年）7月27日開催熊本・上益城地域医療構想調整会議
における御質問及びその回答

県医療政策課

【園田委員からの質問等要旨】

○外来医療機能に係る確認書について

クリニックを移転した場合についても、意向確認書を提出する必要があるのか。

【県からの回答】

- 医療法上、診療所の移転や開設者の変更の場合も開設許可の申請が必要であることから、新規開業者に該当します。（厚生労働省「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドラインQ&A」より）
- そのため、クリニックを移転した場合についても、意向確認書の御提出をお願いします。